

⑩ ≪農林水産業≫ 国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新た な措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	対馬市	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
2	渡辺隆司	期間限定「農地転 用緩和」で耕作放 棄地の解消	耕作放棄地に、ペロブスカイト太陽電池を敷き詰 めて発電する。	農地法によって、営農型太陽光 発電設備の設置は、営農を適切 に実施しないと太陽光発電を農 地に設置することができない規 定となっている。	農地法第4条	由布市庄内町に農地法第4条の規制の 撤廃	農林水産省	国民への食料の安定供給のため、国内の農業生産基盤である優良農地を確保していくことは非常に重要であることから、農用地区域内農地や第1種農地といった優良農地については、原則として転用を認めない取扱いとなっており、荒廃農地であっても再生利用可能な場合については、基本的には、農地に復元して農業利用していただく必要があると考えております。 ご提案のペロブスカイト太陽光パネルは、従来のパネルより軽くて薄い特性をもっているとのことですが、これを農地に敷き詰める場合、農地としての利用ができなくなることから、当該パネルの特性をもって農地転用許可を不要とする取扱いとすることは困難です。 他方で、再生利用が困難な荒廃農地については、農業委員会が非農地と判断することで、農地転用規制の対象外となり、再生可能エネルギー設備の用地として活用することも可能となっております。 また、農山漁村再生可能エネルギー法を活用することで、再生利用が可能な荒廃農地であっても耕作等を行う者が確保できないため今後耕作等の用に供される見込みがないものについては、第1種農地であっても再生可能エネルギー設備の設置が可能となっております。 これらの既存の制度も活用しつつ、今後もしも相談に対応してまいりたいと考えております。